

会 議 録

会議の名称	令和3年度 第1回本庄市都市計画審議会
開催日時	令和4年1月17日(月) 午後 2時00分から 午後 3時15分まで
開催場所	本庄市役所6階 大会議室
出席者	(委員) 田中 護会長、深田 栄一委員、松本 昇司委員、横尾 巧委員、 巴 高志委員、堀口 伊代子委員、岩崎 信裕委員、 小林 猛委員、町田 美津子委員、 阿部 俊彦委員(代理 山田寧様)、飯塚 雅彦委員、 砂原 誠一委員、前川 博昭委員、茂木 達郎委員 (事務局)【都市整備部】加藤部長、齊藤次長 【都市計画課】茂木課長、笠原副参事、 施設公園係：内田課長補佐兼施設公園係長、萩原主任 計画係：小暮課長補佐兼計画係長、赤坂主任、矢本主事 【建築開発課】 開発指導係：松岡課長補佐兼開発指導係長、岡田主事
欠席者	田端 講一委員
議題 (次第)	次第1 開会 次第2 委嘱状交付 次第3 諮問及び市長挨拶 次第4 会長挨拶 次第5 議事 (審議事項) 第1号 本庄都市計画公園の変更について(本庄市決定) 第2号 都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例 で指定する土地の区域の変更について(本庄市決定) 次第6 その他 次第7 閉会
配付資料	・次第 ・座席表 ・委員名簿 ・議案概要一覧表 ・議案書 ・参考資料(本庄都市計画公園5・5・2本庄総合公園参考図)
その他特記事項	
主管課	都市整備部 都市計画課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回本庄市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。私は進行をつとめさせていただきます、都市計画課長の茂木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、事務局の進行・説明につきましては、着座にて失礼いたします。</p> <p>本日、都市計画審議会に諮問させていただく案件は2件でございます。なお、本審議会の会議録につきましては、審議会規則の第5条に基づき、議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページ等により公表することになりますので、ご承知おきください。また、会議録作成のため、録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに委嘱状の交付を行います。昨年の本庄市自治会連合会の自治会長改選と国土交通省の人事異動により、新たに2名の方に都市計画審議会委員をお願いすることとなりましたので、市長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>委員の自席で委嘱状をお渡ししますので、お名前をお呼びいたしましたら、お手数ですが、その場にてご起立をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(委嘱状交付)</p> <p>ありがとうございました。新たに都市計画審議会委員に就任されました2名の方のご紹介を事務局よりさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">(委員の紹介)</p> <p>続きまして、吉田市長から本庄市都市計画審議会に諮問させていただきます。</p>
吉田市長	<p>本庄市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本庄都市計画公園の変更について 2. 都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について <p>以上諮問いたします。</p>

<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>続きまして、吉田市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>吉田市長</p>	<p>今日は1月17日、27年前に阪神淡路大震災が発災した日でもございます。6,000人以上の方がお亡くなりになった大変な大災害でございました。あれ以来、1月17日は防災・ボランティアの日とされており、地震対策の機運も高まる中で、本市でも公共施設は全て耐震化が済んでいる状況でございます。一方で安全なまちづくりにはまだまだ課題も多くあり、都市の防災面での安全性を高めていかななくてはならない状況であると感じております。</p> <p>さて、都市計画審議会委員の皆様方におかれましては、都市計画にかかる重要な案件についてご審議を頂戴しており、また、それぞれの識見から貴重なご意見を頂戴する場になっているところでございます。まちづくりに対する熱い思いを頂戴する中で、本庄市のまちづくりを進めていくことが出来ていると考えております。改めて委員の皆様にご敬意と感謝を申し上げます。</p> <p>本日は本年度第1回目の都市計画審議会でもございまして、先ほど自治会連合会の改選と国土交通省の人事異動に伴い新たに2名の方々に委嘱状を交付させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。また、今年3月をもって委員任期満了となることから、今回の審議会が最後となる委員もいらっしゃると思います。本市都市計画行政に対し多大なるご尽力をいただきましたことを、心より御礼申し上げます。</p> <p>本日の審議事項でございますが、「本庄都市計画公園の変更」と「都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例で指定する土地の区域の変更」の2件でございます。都市計画公園の変更については、本庄総合公園について、現在整備が進んでいる主要地方道花園本庄線の線形変更に伴い、公園区域を変更するものでございます。都市計画法第34条指定区域の変更については、近年特に激甚化、頻発化している水害への対策として、都市計画法に基づき指定している区域を変更するものでございます。</p> <p>委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、慎重なご審議をいただきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局 (都市計画課長)</p>	<p>ありがとうございました。誠に申し訳ありませんが、市長はこの後、別の公務が入っているためここで退席させていただきます。</p> <p>続きまして、田中会長からご挨拶をいただきたいと存じます。</p>
<p>田中会長</p>	<p>改めまして皆様こんにちは。本日はお忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>昨年度の第2回の審議会はちょうど緊急事態宣言中であったことから新型コロナウイルス対策として初めて書面での会議を行ったところでありま</p>

	<p>す。昨年末にはワクチンの普及もありコロナは鎮静化したと思っただころでありましたが、今度はオミクロン株が急速に拡大してきております。そうした状況の中ではございますが、今回は通常通り対面による会議としております。</p> <p>先ほど市長より諮問書をいただきましたが、本日の議案は、1つ目は本庄総合公園の区域面積の変更、2つ目は市街化調整区域内で開発可能な区域を条例で指定しておりますが、その区域の中から浸水危険区域を除外するものであります。慎重にご審議いただき、市長に適切な答申が出来ますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>ありがとうございました。次に、議事に入ります前に、本日の資料を確認させていただきたいと思えます。</p> <p>本日の会議資料は、事前に郵送いたしました「議案書」、「議案概要一覧表」と、当日資料として「次第」、「座席表」、「配付資料一覧表」、「審議会委員名簿」、「議案書の追加資料として、議案第2号に関する区域図等3枚」、「参考資料として、本庄総合公園参考図」を机上に置かせていただきました。</p> <p>資料の不足等ございましたらお知らせください。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては田中会長にお願いしたいと存じます。</p>
田中会長	<p>皆様のご協力をいただきまして、審議は慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、事務局より委員の出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは委員の出席状況についてご報告いたします。審議会条例第6条第2項では審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日ご出席頂いております委員さんは15名中、現在14名でございます。定数に達しておりますので、本日本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p>
田中委員	<p>次に、本日の議案のうち非公開事項に該当するものがあるかどうか、事務局に伺います。</p>
事務局	<p>本日の会議で非公開事項に該当する議案はございません。以上でございます。</p>
田中会長	<p>それでは、本日の非公開議案等についての審査をいたします。</p> <p>ただいま事務局から、本日の議案は非公開事項に該当しないとの報告がございました。本庄市都市計画審議会規則第2条では、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」と規定されております。審議会規則第2条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。</p>

	<p>(提案なし)</p> <p>ご提案が無いようですので、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきます。事務局へお尋ねします。本日、傍聴人はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>本庄市都市計画審議会規則第3条の規定により、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴について定員数10名としてご案内しましたが、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでした。</p>
田中会長	<p>それでは議事に入ります。本日、諮問のありました、議案第1号「本庄都市計画公園の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号「本庄都市計画公園の変更」について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、議案書の1ページ目をご覧ください。今回変更を行いますのは本庄総合公園でございます。変更する理由は、本庄総合公園の西側に整備される主要地方道花園本庄線の線形が変更され本公園の一部が重複すること、また、主要地方道と本公園区域との間の部分について、一部接道が無くなる土地が発生するため、本公園区域に組み込むことにより、全体面積が変更されることによるものです。</p> <p>次に、議案書の2ページをご覧くださいまして、Iの本庄総合公園の概要についてでございますが、市域の東部、小山川沿いに位置し、計画面積約26.6haの市内最大の公園でございます。4ページ総括図をご覧ください、真ん中から下になりますが赤線で囲われた緑色で塗られている区域が本庄総合公園の位置となります。この本庄総合公園は、市民のスポーツを振興し、健康の増進を図り、文化的・精神的にも豊かな創造の場として整備が進められてきました。緑の公園として、特色ある諸施設を配し、総合公園の持つレクリエーション・環境保全・緑地等の機能を十分に発揮するとともに、都市のまちづくりの諸施策との整合性を図ることを目的として、市民球場、体育館等が整備されております。</p> <p>続きまして、5ページの計画図と本日お配りさせていただきました参考図をご覧くださいながら、今回の変更内容について詳しくご説明いたします。まずは、公園区域からの除外についてでございますが、本庄総合公園につきましては、昭和62年3月にスポーツレクリエーションの活動拠点として、面積約22.3haで都市計画決定され、平成9年11月に体育館建設のため面積を約26.6haに変更し、都市計画決定いたしました。今回の変更前の平成9年に都市計画決定された公園区域でございますが、5ページの計画図をご覧ください、緑色の線で囲われたこちらの区域が公園区域となります。続きまして、参考図をご覧ください、左側真ん中より少し上から下に伸びている、現在整備が進められております主要地方道花園本庄線の道路線形が変更されたことにより、黄色く塗られているこちらの区域がもともと公園</p>

	<p>区域でしたが道路区域となり、公園と道路が重複いたしますことから、この重複する区域の約0.27haを公園区域から除外いたします。</p> <p>次に、公園区域の追加についてご説明いたします。参考図をご覧ください、赤く塗られている区域でございますが、下の約0.72haと上の約0.05haの合計約0.77haを追加いたします。まずは約0.72haの区域についてでございますが、参考図をご覧ください、主要地方道花園本庄線と本庄総合公園との間になる赤く塗られているこちらの区域につきまして、一部接道がなくなる土地が発生いたします。現在体育館北側に位置する公園の未整備区域を臨時駐車場として利用しておりますが、これから公園の整備が進みますと臨時駐車場として利用ができなくなるため、この分の駐車場台数についても確保する必要があります。このため、ここには、新たに調整池機能を備えた駐車場を整備するように考えております。次に、参考図の赤く塗られている上の約0.05haについてでございますが、この区域が市有地になっておりますので、公園として一体的に管理していきたいと考えております。この赤く塗られた区域の約0.72haと約0.05haの合計約0.77haを公園区域に追加いたします。</p> <p>以上のようなことから、変更前の面積約26.6haから約0.27haを公園区域から除外するとともに、約0.77haを公園区域に追加することに伴いまして、本庄総合公園全体の面積を約27.1haに変更するものでございます。</p> <p>以上が議案第1号の説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
田中会長	ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問等はございますか。
小林委員	参考図を見ると都市計画道路と公園の間の区域があると思いますが、これはどのようなものでしょうか。また、都市計画道路と公園の区域が互いに出っ張っている形状に見えますがなぜでしょうか。
事務局	都市計画道路と公園の間の区域につきましては、側道となっております。また、出っ張っている部分につきましては、交差点となる予定の区域となっております。
小林委員	この公園区域の変更案は花園本庄線の整備に支障はないのでしょうか。
事務局	本変更につきましては、花園本庄線を整備している本庄県土整備事務所との協議は済んでおりますので、整備に支障はございません。
飯塚委員	<p>(※飯塚委員の手持ち資料を配布し説明。)</p> <p>花園本庄線につきましては、小山川に橋が架かることから、その橋に向かって登っていく計画となっております。その為、その両側に側道を整備しますが、花園本庄線と本庄総合公園の間の部分はその側道となっております。また、側道の北側の出っ張った箇所は本庄総合公園への入り口となる部分でして、その交差点の隅切り部分までが県道の区域となっております。</p>

町田委員	<p>地元の方から何か要望等がありましたか。またどのように答えたのかお聞きしたい。</p>
事務局	<p>昨年8月に本変更案について説明会を開催しましたが、特に要望等はございませんでした。</p>
田中会長	<p>他に質問等ありますでしょうか。</p> <p>無いようですのでお諮りいたします。質疑、ご意見もないようですので、ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がないものと認め、質疑等を終結いたします。</p> <p>それでは、これより採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第1号「本庄都市計画公園の変更について」は原案に賛成することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって「議案第1号」については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>では続きまして、議案第2号「都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第2号「都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」ご説明させていただきます。</p> <p>資料は事前に送付いたしました議案書6ページから8ページと、本日配布しております、図面3枚です。議案書と「議案書の追加資料です」と書かれた図面をお手元にご用意ください。事前に送付いたしました議案書の目次に誤りがございますのでこの場で訂正とお詫びをさせていただきます。議案第2号のうち、「第34条第11号区域変更案」は10ページではなく9ページ、「第34条第12号区域変更案」は11ページではなく10ページ、「浸水想定区域図」は12ページではなく11ページとなります。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例で指定する土地の区域、以下、11号区域、12号区域と呼ぶ区域について、議案書6ページをご覧くださいながら、ご説明させていただきます。</p> <p>まずは、都市計画法第34条第11号・12号の規定に基づく指定区域というものはどういうものかということの説明いたします。この指定区域のあ</p>

	<p>る市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とされ、許可し得る開発行為は限定されていますが、既存コミュニティの維持や社会経済情勢の変化への対応等を勘案して必要性が認められる開発行為で、市街化を促進するおそれがないと認められるものは、都市計画法第34条第11号及び第12号の規定により、市の条例で区域を定めて、その区域内であれば開発を許可しても差支えないとされています。本市では、平成15年3月に「本庄市開発許可等の基準に関する条例」を制定し、平成15年6月から施行しています。</p> <p>6ページ下の表をご覧ください。11号区域には2種類ございまして、1つ目は、建築物の敷地相互間の距離が概ね50m以内の区域で連担し、集落の一体性が確保されている区域を指定しています。建築できるものは「自己居住用一戸建住宅」や「小規模な分譲住宅」などです。2つ目は、国道17号沿道約50ha区域を指定しています。建築できるものは、住宅の他、病院や面積が10,000㎡以内の店舗などです。</p> <p>続いて7ページの上の表をご覧ください。12号区域は、「面指定」「沿道指定」「既存の集落」の3種類を指定しています。「面指定」は、工場を誘導する区域であり、新井の利根工業団地を含む区域28.1haと、共栄の児玉工業団地北側の区域12.9haを指定しています。建築できるものは工場や研究所です。「沿道指定」は、物流施設などを誘導する区域であり、国道462号西側沿道0.7kmに指定しています。建築できるものは幹線道路の沿道における大規模な流通業務用の倉庫、バスターミナルや流通業における配送センターなどの自動車ターミナルです。「既存の集落」は、周辺環境と調和のとれた建築物を誘導する区域であり、農業振興地域・農用地区域及び河川、公園、児玉工業団地、早稲田リサーチパークを除く市街化調整区域全域に指定しています。建築できるものは、土地の所有者とその3親等以内の親族による「自己居住用一戸建住宅」及び「住宅以外の面積が50㎡以下かつ全体の1/2以下の併用住宅」です。</p> <p>全体の関係性をイメージ図にしておりますので、お手数ですが6ページにお戻りください。ピンク色の丸の中が宅地化を進める市街化区域で、それ以外の場所は、市街化を抑制する市街化調整区域となりますが、この市街化調整区域の中に、青丸で示した「面指定」の12号区域と「沿道指定」の12号区域があります。また、11号区域はどこに指定しているかと申しますと、緑色の丸で示した「既存集落」の12号区域の中に重複するエリアで指定しています。この11号区域は黄色の丸で示していますが、この中であれば、共同住宅や分譲住宅が建築できます。</p> <p>続きまして、今回11号区域及び12号区域の見直しを行う背景について説明させていただきます。もう一度、7ページの中ほどをご覧ください。近年の激甚化、頻発化する大雨や地震を原因とした災害を踏まえ、災害リスクの高いエリアにおける開発を抑制し、安全なまちづくりを推進するため、令</p>
--	--

	<p>和2年6月10日に都市計画法の改正が行われました。市街化調整区域において特例的に開発及び建築を認める区域である先ほど説明した11号及び12号区域に、開発に適さない災害危険区域が含まれている実態があることや、近年の災害において市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、11号及び12号区域に災害リスクの高いエリアを含んではいけないことが法令上明確化されました。</p> <p>今回の改正に伴い、現在の11号区域、12号区域から、ページ下の囲い内にございます(1)から(5)の区域を新たに除外する必要があります。本市では(1)から(4)は現在の区域内に、そもそも該当地がありませんので対象外ですが、(5)浸水想定区域のうち、洪水等により建物が倒壊、浸水し、住民等の生命に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域、いわゆる浸水ハザードエリアのうち想定最大規模で浸水深が3m以上の場所がございますので、本市においてはこの場所を除外することとします。参考として8ページに浸水深が3mというのは、建物のどの高さまで達するかというイメージ図を付けたのでご覧ください。人の身長より高いのは勿論ですが、概ね2階の床まで浸水する高さであることが確認でき、避難が遅れると非常に危険である水位であることが示されています。なお、今回の見直しでは、国の基準に従い浸水深が3m以上の場所のみを区域から除外いたします。利根川の氾濫により浸水深が3m未満であっても、水の勢いで建物が倒壊する区域や3日間以上、水がひけずにたまり続けてしまう区域もございませぬが、本市においては除外の対象とはせず、これまでと同様に避難情報の早期周知や避難訓練の実施等を通じ、水害への備えを進めていきたいと考えております。</p> <p>また、参考として本市の浸水想定区域図を11ページとしてお配りしておりますのでご覧ください。主に利根川の氾濫を原因とした国道17号以北に集中していますが、ピンク色で示された場所が3m以上のエリアとなります。</p> <p>この図面でのピンク色のエリアと現在指定している11号区域及び12号区域の図面を重ね、重複した部分が今回の見直しで新たに区域から除外するエリアとなります。</p> <p>議案書9ページが11号区域の変更案、議案書10ページが12号区域の変更案となりますのでご覧ください。各図の中で、緑色で塗られている場所が現在区域内であるものの、浸水深3m以上であるため、今回の見直しで区域から除外する場所となります。</p> <p>なお、敷地の一部のみが3m以上の浸水ハザードエリアに含まれる場合は、今回の見直しで区域から除外しませんが、この敷地の浸水ハザードエリア内で開発行為を行う場合は、建築物の高床化、地盤嵩上げなどの安全上の対策を取ることを許可の条件として課すことを検討しています。</p> <p>最後に、今後の予定についてご説明させていただきます。</p>
--	---

	<p>令和4年2月20日に、11号及び12号区域から除外となる土地の地権者を対象として、住民説明会を実施します。その後、令和4年第1回市議会定例会において条例改正を上程し、広報ほんじょうや市ホームページにおいても周知を行います。改正都市計画法の施行日である令和4年4月1日に合わせ、変更後の区域において開発許可事務を実施する予定です。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
田中会長	ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問等がございますか。
前川委員	緑色の区域が、指定区域から除外されるということで間違いはないですか。
事務局	おっしゃるとおりです。
前川委員	除外区域となった場合、住民にどのようなデメリットがありますか。
事務局	11号区域におきましては、今までは分譲住宅や集合住宅が建築出来ていましたが、そういった建物は建築出来なくなります。また、11号・12号区域どちらの区域でも、除外区域は危ない場所になりますので、浸水被害が発生した場合でも安全が確保できるような建物の高床化ですとか、地盤の嵩上げなどを開発許可時に条件として課すことを検討しております。
前川委員	条件を課すことを検討しているということですが、まだ具体化されていないのでしょうか。
事務局	検討中であり、確定事項ではございません。
前川委員	今後の予定を見ると4月1日に施行となっておりますが、その時点で建物は建てられなくなるということで、条件付きで建てる場合は、その条件を条例等で定めた後に建てられるようになるのでしょうか。
事務局	現時点では、開発許可の基準というもので条件を定める予定でございません。
町田委員	浸水想定が3.0mといった基準を設けて除外をすることを決めたその判断についてももう少し詳しくお聞きしたいと思います
事務局	浸水深3.0mというのは先ほど説明したとおり、一般的な住宅における2階の床に相当する高さでございます。3m以上の浸水がございますと垂直避難が困難になることから、3.0m以上の浸水被害がある場所は避難に支障が出ると考えましたので除外の対象としております。国土交通省からも技術的助言として浸水深3.0mという基準が示されましたので、本市もそれにならっております。
町田委員	除外対象は何か所位になるのか、また、基準については他の市町村でもそのような判断がされたということで良いのか伺います。
事務局	<p>土地の数については、11号区域は約100筆、12号区域は約300筆が該当します。ただし、こちらには道路や河川も含まれております。</p> <p>次に他市町村の状況ですが、判断基準は各市町村に任されておりますので、本庄市と同じ基準とは限りません。近隣市町村の方針としては、深谷市</p>

	<p>や伊勢崎市は本庄市と同様です。熊谷市は浸水深3.0m以上だけでなく、家屋倒壊等氾濫想定区域も含まれております。家屋倒壊等氾濫想定区域といいますが、川が氾濫したときにその水の勢いによって家が壊れてしまう危険性のある区域のことをいいます。</p>
町田委員	<p>本庄市は利根川による被害を過去に受けていることから、慎重な判断が求められると思いますけれども、この点につきまして、熊谷市に比べると基準が低いのではないかと思います。基準を決めた経緯をお聞きしたい。</p>
本庄市	<p>除外区域の検討にあたっては、家屋倒壊等氾濫想定区域についても検討を行いました。地権者にとって土地の活用の可能性が狭まってしまうことも事実であり、安全性と土地活用を両方考えたうえで、必要最低限である浸水深3.0mという基準に決めております。家屋倒壊等氾濫想定区域においては、危ないという面も確かにありますので、ハザードマップの周知や防災無線等による避難情報の早期周知、日常的な避難訓練等による防災意識の向上等を図っていきたいと考えております。</p>
町田委員	<p>利根川の浸水被害を受けてきたということは大変重要なことだと思いますが、その点はどのように検討されましたか。また、家屋倒壊等氾濫想定区域を加えるということは土地活用に問題が生じるというご説明でしたが、人命が一番大切だと思いますので熊谷市のように家屋倒壊等氾濫想定区域も除外区域に含めるべきだと思います。ハザードマップの周知等のお話もありましたが、なかなか難しいと思いますので、大きなところで枠を作って安全を図ることを第一にして、その後ハザードマップの周知等を進めていくことが必要かと思いますがいかがですか。</p>
事務局	<p>区域の除外を検討するにあたって用いたデータというのは、昨年度埼玉県が過去の被害を含め1000年に1度の確立で起こりうる規模の降雨があると浸水等はどうなるかという検討を行ったデータを活用しております。過去の被害を含めより厳しい基準で検討を行ったデータになりますので、これまで以上に安全策を講じた除外区域の選定を行っております。</p> <p>また、2点目のご質問ですが、先ほどの繰り返しとなってしまいますが、危険な場所につきましては、まずは、ハザードマップの周知や避難訓練等のソフト面の対策が必要かと思っておりますので、まずはそういったところから進めていきたいと考えております。</p>
田中会長	<p>他に質疑等ありますか。</p> <p>それではお諮りいたします。質疑、ご意見もないようですので、ここで質疑等について終結したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>異議がないものと認め、質疑等を終結いたします。</p>

	<p>それでは、これより採決に入ります。本審議会に諮問されました、議案第2号「都市計画法第34条第11号及び第12号に規定する条例で指定する土地の区域の変更について」は原案に賛成することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって「議案第2号」については、原案について賛成するとして答申することに決定いたしました。</p> <p>それでは、議事が終わりましたので、私は議長の任を解かせていただきまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。ありがとうございました。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>慎重ご審議ありがとうございました。「その他」ということで事務局からご連絡いたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局からご連絡申し上げます。今後の審議会の予定でございますが、現在の委員の皆様が任期が3月までとなっておりますので、今回の審議会が最後になります。本当にありがとうございました。</p> <p>また、田中会長におかれましては、平成22年4月より約12年もの間、本庄市都市計画審議会会長として、本市都市計画行政に多大なるご尽力をいただいておりますが、現任期をもちまして、ご勇退なされます。田中会長のこれまでのご尽力に対しまして、心より感謝申し上げます。最後になりますので、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。</p>
田中会長	<p>ただいま事務局から紹介のありましたとおり、この3月の任期満了をもちまして、都市計画審議会委員を退任させていただくこととしました。2年前にも退任について申し入れましたが、事務局よりあと1期2年だけやってほしいという話があり今日にいたっております。</p> <p>これまで多くの案件を審議いたしました。例えば都市計画マスタープランの変更、立地適正化計画の策定、本庄新都心土地地区画整理区域から未着手区域を除外し地区計画を策定したこと、都市計画道路の法線変更、下水道区域の変更等、多くの議案が今思い出されます。この間、大過なく答申をできましたのは、ひとえに委員の皆様のご理解ご協力と、事務局のご努力のたまものでございまして、改めて厚く御礼申し上げます。</p> <p>年度が替わり退任される委員におかれましても、再任される委員におかれましても、引き続き本庄市の住みよいまちづくりが一層進みますように様々な分野においてご尽力をいただきますようお願いいたします。長い間ご支援ご協力いただきありがとうございました。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。4月以降の審議会委員につきましては、今後、各団体に委員推薦の依頼をさせていただきます。また、公募委員の募集につ</p>

様 式

	<p>きましては、現在受付を行っているところでございます。</p> <p>令和4年度の予定といたしましては、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定等を予定しております。その他につきまして、事務局からは以上でございます。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>それでは、最後になりますので、都市整備部長よりご挨拶を申し上げます。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>本日はご審議いただきありがとうございました。</p> <p>事務局から申し上げましたが、委員の皆様の任期は3月までとなりますが、この間、今回を含めて3回、委員の皆様には貴重なご意見をいただきましたことに、改めて御礼申し上げる次第です。誠にありがとうございました。</p> <p>今後も本市のまちづくりに、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。御礼の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>これもちまして、令和3年度第1回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。</p>